

「神奈川県大学人共同声明」

2018年07月30日

神奈川県に在住する大学人や元大学人の有志127名が、26日に「憲法改悪をめざす安倍政権の動きに反対する神奈川県大学人共同声明」を発表した。名簿には、神奈川県にある大学だけでなく、全国各地の大学の教授、元教授たちが賛同し、名を連ねている。キリスト主義大学の明治学院大学、フェリス女学院大学、関東学院大学の教授たちの名は多い。

「9条の会」で講演をされた人々は当然ながら、加わっている。先の国会で自民党は、「モリカケ問題」で追及されたが、「働き方改革法」「カジノ法」「議員定数増法」などの法案成立を緊急と見なし、「憲法改定法」を審議入りさせることはできなかった。しかし、安倍晋三首相は改憲を進める意欲をくり返し表明している。神奈川県大学人は、改憲の発議をさせない努力が必要と警鐘を鳴らし、声明を出した。

声明の要旨は下記の4点である。① 自民党は憲法9条第2項の戦力の不保持と交戦権の放棄を謳った条文を削除し、軍の設置を明記する改憲案を示していたが、安倍首相は第2項を残し、自衛隊を明記する第3項を付加する案を示している。この案は何ら変化をもたらさないような印象を与えるが、自衛隊を置くことを憲法に明記することで、自衛隊は第2項が禁止する戦力の例外ということになり、政府が第2項を無視して自衛隊を自在に使うことを可能にし、実質的に第2項を削除することになる。このような人を欺くやり方で、9条を破壊して戦争への道を開く策動に断固として反対する。

② 自民党の「自民党憲法改正草案」に掲げられている緊急事態条項は、政府が「緊急事態」と宣言した場合、政府が法律効力ある政令を発することができ、その政令は基本的人権を制約する内容となり得る。「緊急事態」を口実にして権力を集中し、人権を蹂躪する独裁体制を敷き、長期的に維持することが可能になる。緊急事態条項の追加は不要であり、かつ危険である。この条項を導入する策動に断固として反対する。

③ 教育無償化は、立法によって十分に実現可能であって、憲法改正は全く不要である。選挙後、教育無償化を盛り込むことは見送られ、代わりに「教育充実」を掲げ、「教育環境の整備」への努力義務を盛り込んでいる。これは、政府が学校に対する「助成」と引き替えに、学校教育や自治権に対して、今以上に介入できるようになる危険を孕んでいる。

④ 自民党は「合区解消」を掲げて選挙区制度に関する憲法改正を唱えているが、一票の重み格差を解消することを妨げ、個人の平等に反する規定を合憲化しようとするもので、大きな問題を含んでいる。合区解消を目指すのであれば、法律によって比例代表制の導入や、議員定数を再検討するなど、様々な方法が可能で、改憲の必要はない。

更に、第一次安倍政権の下で、国民投票法が成立しているので、国会が改憲の発議をした場合、国民投票が行われることになる。この国民投票法は教員、研究者が市民、学生に対して十分な情報提供を行うことを禁止している。他方、大資本がメディアを買い上げて一方的なキャンペーンを行うことを許容している。自由で公正な討論と熟議を妨げる規定になっている。国会における改憲発議そのものが民主主義を破壊する恐れがある。与党および彼らを支える勢力は、明白に違憲である立法を実現することで立憲主義の原則を踏みじっている。改憲に反対するとともに、既に、存在している違憲の法律、「安全保障関連法」「特定秘密保護法」「共謀罪法」の廃止を求める。

大学人たちは国民投票になった時、口を封じられることに危機感を抱いている。誠実で理性的な声明で、その内実は説得力がある。聴くべき声ではないか。